平成２９年（フ）第７１４号
千葉県松戸市東平賀227番地の８
破産者　株式会社アキ・アクセサリー
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７１５号
千葉県松戸市西馬橋相川町197番地
破産者　代田　晶紀
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７１６号
千葉県松戸市西馬橋相川町197番地
破産者　代田イトミ
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７３８号
千葉県我孫子市根戸354番地の５（Ｂ―204号）
ブリリアントガーデンアゼリア
破産者　和賀　英之
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２４８７号
大阪市生野区巽北１丁目15番２号
破産者　株式会社新進産業
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１６４号
大阪市城東区東中浜９丁目10番25号
破産者　有限会社愛広
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２５３号
大阪府枚方市岡山手町２番87号
破産者　株式会社ＥＹＳ
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６９５号
大阪市中央区東高麗橋２番31号大阪洋服会館
破産者　株式会社ロイヤル商會
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８３４号
大阪市東淀川区豊新３丁目11番15号
破産者　有限会社小田原商事
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２０５号
大阪市中央区東心斎橋２－８－26ＦＵＫＵＢＬＤ．３Ｆ
破産者　株式会社ＤｒｅａｍＳｐａｃｅ
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１０号
堺市堺区一条通15番15号レグルス602号
破産者　有限会社山口建設
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
兵庫県尼崎市東園田町九丁目８番地の４
破産者　おさむ・プランニング株式会社
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６２１号
兵庫県芦屋市西蔵町11番３―101号
破産者　有限会社アンテナ・ブックス
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１７号
奈良県大和高田市南今里町１―１
破産者　株式会社太子堂
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
千葉県成田市江弁須211番地22（サニーフラット１号棟101号室）
破産者　蓮池　良太
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３１６号
千葉県佐倉市八木684番地１
破産者　三門　政樹
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３２０号
千葉県成田市橋賀台２丁目21番地１（４棟202号）
破産者　和泉　京子
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３３３号
千葉県八街市八街ほ211番地51　203号
破産者　北山　昭二
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１１８５号
東京都福生市本町72番地
破産者　株式会社山一商事
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１８６号
東京都青梅市新町９丁目2008番地の５
破産者　株式会社山清
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１８７号
静岡県下田市吉佐美149番地の２
破産者　山本　哲也
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１８８号
静岡県下田市吉佐美149番地の２
破産者　清水千佳子
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部